

マレーシアにおける青少年保護のための インターネット規制と運用

2012年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

本報告書に関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL： 03-3582-5544
FAX： 03-3582-5309
email： ORA@jetro.go.jp

【免責条項】

ジェトロは、本書の記載内容に関して生じた直接、間接的若しくは懲罰的損害及び利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされている場合であっても同様とします。

(C) JETRO 2012

本報告書の無断転載を禁ずる。

アンケート返送先 FAX 03-3582-5309
email: ORA@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 調査企画課 宛

● ジェトロアンケート ●
「マレーシアにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」
に関するアンケート

ジェトロでは将来の市場として、潜在的需要が高い可能性のある国や地域のマーケット情報を日本の中堅中小企業の方々に紹介することを目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。

■質問1：「マレーシアにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：上記のように判断された理由、また、その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：その他、ジェトロへの今後のご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	□企業・団体	会社・団体名
		部署名

～ご協力有難うございました～

目次

SECTION 1: 規制体制の概要	2
1.1 はじめに.....	2
1.2 基本法令.....	2
通信・マルチメディア法 1998 年(Communications and Multimedia Act 1998: CMA 1998)	
CMA 1998 第 211 条: 不快なコンテンツの提供禁止	
CMA 1998 第 233 条: ネットワーク環境またはネットワークサービスなどの不適切な使用	
1.3 規制機関.....	4
マレーシア通信・マルチメディア委員会(Malaysian Communications and Multimedia Commission: MCMC)	
SECTION 2: マレーシアの規制の概要	6

SECTION 1: 規制体制の概要

1.1 はじめに

インターネットコンテンツを含む通信及びマルチメディアのセクターは、マレーシア政府によって規制されている。

1998年11月マレーシアは、通信産業及びマルチメディア産業の2つのセクターが融合しつつある観点から新たな規制モデルを採択した。当該規制モデルの実施に当たり、2つの法令が制定された。すなわち通信・マルチメディア事業者に対するライセンス交付の新たな体制について定めた通信・マルチメディア法 1998年(Communications and Multimedia Act 1998)、及び新たな規制機関であるマレーシア通信・マルチメディア委員会(Malaysian Communications and Multimedia Commission: MCMC)の創設について定めたマレーシア通信・マルチメディア委員会法 1998年(Malaysian Communications and Multimedia Commission Act 1998)である。

1.2 基本法令

青少年保護のためのインターネット規制と運用に関する基本法令は、通信・マルチメディア法 1998年(Communications and Multimedia Act 1998: CMA 1998)である。

通信・マルチメディア法 1998年(Communications and Multimedia Act 1998: CMA 1998)

CMA 1998 は、ますます融合しつつある通信サービスとマルチメディアサービスの産業を規制する目的で制定された。同法はネットワークサービスとネットワーク活動に限って規制するものである。

CMA 1998 は以下のウェブリンクを参照されたい。

http://www.mcmc.gov.my/link_file/the_law/NewAct/Act%20588/Act%20588/a0588.htm

CMA 1998 第 211 条: 不快なコンテンツの提供禁止

同条項は下記のように定められている。

- (1) コンテンツ・アプリケーション・サービス・プロバイダー、またはコンテンツ・アプリケーション・サービスを使用する者は、迷惑をかける、虐待する、脅迫する、または嫌がらせをする目的で、わいせつな、下品な、虚偽の、脅迫的な、または侮辱的なコンテンツを提供してはならない。
- (2) 第 211 条(1)に違反した者は、有罪確定を以て、RM50,000 を超えない罰金、または1年を超えない禁固刑、またはその両方が課され、有罪確定後も違反行為が継続する場合は、更に1日またはその一部につき RM1,000 が課される。

CMA 1998 第 233 条: ネットワーク環境またはネットワークサービスなどの不適切な使用

同条項は下記のように定められている。

- (1) ある個人が
 - (a) いかなるネットワーク環境またはネットワークサービスを通じ、故意に
 - (i) 迷惑をかける、虐待する、脅迫する、または嫌がらせをする目的で、わいせつな、下品な、虚偽の、脅迫的な、または侮辱的なコメント、要求、暗示、またはその他のコミュニケーションの作成、制作または配信を請求し、かつ
 - (ii) 迷惑をかける、虐待する、脅迫する、または嫌がらせをする目的で、わいせつな、下品な、虚偽の、脅迫的な、または侮辱的なコメント、要求、暗示、またはその他のコミュニケーションの送信を始めた者、または
 - (b) 継続的に、または繰り返し、または別な方法で、コミュニケーション中に結果として、またはそうでない場合にも、身分を開示し、または開示せずに、迷惑をかける、虐待する、脅迫する、または嫌がらせをする目的で、他者の番号または電子アドレスにアプリケーションサービスを使用したコミュニケーションを始めた者は、違法行為を犯したことになる。
- (2) 故意に
 - (a) ネットワークサービスまたはアプリケーションサービスを介し、商業目的でわいせつな情報を提供した者、または

(b) その者の管理下にあるネットワークサービスまたはアプリケーションサービスの使用を(a)に記載されている活動のために許可した者は違法行為を犯したことになる。

- (3) 当該条項に違反した者は、有罪確定を以て、RM50,000を超えない罰金、または1年を超えない禁固刑、またはその両方が課され、有罪確定後も違反行為が継続する場合は、更に 1 日またはその一部につき RM1,000 が課される。

1.3 規制機関

マレーシア通信・マルチメディア委員会 (Malaysian Communications and Multimedia Commission: MCMC)

マレーシア通信・マルチメディア委員会 (The Malaysian Communications and Multimedia Commission: MCMC) は、マレーシア通信・マルチメディア委員会法 1998 年 (*the Malaysian Communications and Multimedia Commission Act 1998: MCMCA 1998*) により、マレーシアの通信・マルチメディア産業の規制機関として創設された。

MCMC の権限と業務

MCMCA 1998 に規定されている MCMC の権限とその業務は、以下の通りである。

1. 通信・マルチメディア活動に関する国家の政策目的のあらゆる事項について大臣へアドバイスをを行う。
2. 通信・マルチメディア法規の実施と取締りを行う。
3. 通信・マルチメディア法規に規定されていないあらゆる通信・マルチメディア活動に関連する事項について規制する。
4. 通信・マルチメディア法規の改正を検討し勧告を行う。
5. 通信・マルチメディア活動の管理及び監視を行う。
6. 通信・マルチメディア産業の発展を振興し促進を図る。
7. 通信・マルチメディア産業の自己規制を奨励し促進を図る。

8. 通信・マルチメディア産業において、ライセンスを取得した者または権限を付与された者の健全性を勧奨し保持を図る。
9. 通信・マルチメディア活動を行う者への支援、協力・コーディネートを促進する。
10. 官報公示され、大臣によって定められた法的職務を遂行する。
11. MCMC は 1997 年電子署名法(*the Digital Signature Act, 1997*)に基づく認証機関であり、同法に基づき郵送事業を規制する。

MCMC の役割と責任

- MCMC は通信・マルチメディア産業の規制機関であり、以下のような規制により当該産業界の監督を行っている。
 1. 経済的規制は、競争の促進と反競争的行為の禁止、アクセス規約・基準の策定と取締りを含む。ネットワーク及びアプリケーションプロバイダーのライセンス交付及びその認可条件の取締り、さらに法令遵守及び業績・サービス品質の確保も含まれる。
 2. 技術的規制は、効率的な周波数スペクトルの割当、技術規約・基準の策定と取締り、番号割当及び電子アドレスの管理を含む。
 3. 消費者保護は、消費者の権利強化を強調するとともに、紛争解決や、サービスの妥当な価格、利用のし易さなど、適切な保護措置を施す。
 4. 社会的規制は、コンテンツの開発及び規制の 2 つを含む。コンテンツの規制は、不快なコンテンツの禁止やコンテンツに関連する課題についての社会教育も含む。
- MCMC の問い合わせ先は下記の通り。

Head Office
Malaysian Communications and Multimedia Commission
63000 Cyberjaya, Selangor
電話番号 : +603 8688 8000
ファクシミリ : +603 8688 1000
ウェブサイト : <http://www.skmm.gov.my/index.php?c=public&v=main>

SECTION 2: マレーシアの規制の概要

1. コンピューターやスマートフォンから使用するインターネットサイトの不適切な情報や画像から青少年を守る法律、規則やガイドラインはあるか？

CMA 1998 第 211 条では、コンテンツプロバイダーが迷惑をかける、虐待する、脅迫する、または嫌がらせをする目的で、わいせつな、下品な、虚偽の、脅迫的な、または侮辱的なコンテンツを提供することを禁止している。

CMA 1998 第 233 条では、ネットワーク環境またはネットワークサービスの不適切な使用によって迷惑をかける、虐待する、脅迫する、または嫌がらせをする目的で、わいせつな、下品な、虚偽の、脅迫的な、または侮辱的なコメント、リクエスト、暗示、その他のコミュニケーションを行うことは違法であるとしている。

CMA 1988 は、青少年を含む全てのマレーシアの人々を禁止されているオンラインコンテンツから保護している。

2. 保護の対象となる年齢は何歳以下か？

CMA 1998 は年齢に関係なく、マレーシアの全ての人を対象としており、青少年を特に区別していない。

3. インターネットサイトに問題があったり、トラブルが起こったりした時に、申し立てを行えるホットラインや窓口機関はあるか？

不適切なインターネット使用に関する苦情は、下記の機関に申し立てることができる。

(a) MCMC 消費者苦情局 (MCMC Consumer Complaints Bureau)

MCMC 消費者苦情局は、MCMC 内にあり、消費者がテレビ・ラジオのサービスや番組、インターネットサービス、郵送サービスに関する苦情を申し立てることができる窓口となっている。(MCMC の詳細については、上述 Section 1.3 を参照されたい。)

オンライン <http://aduan.skmm.gov.my/>、またはホットライン 1 800 888 030 へ申し立てを行うことができる。

(b) マレーシア通信・マルチメディアコンテンツフォーラム (Communications and Multimedia Content Forum of Malaysia: CMCF)

オンライン <http://www.cmcf.my/online-form-online-content>、またはホットライン 1 800 88 2623 へ申し立てを行うことができる。

CMCF の詳細情報はウェブサイト参照されたい。 <http://www.cmcf.my/>

CMCF のメンバーシップは下記ウェブサイト参照されたい。

<http://www.cmcf.my/cmcf-members>

4. 規制についてどの主管官庁や機関に問い合わせをすればよいのか？

通信・マルチメディアセクターの規制に関する問題点については、MCMC に問い合わせることができる。MCMC のウェブサイト参照されたい。 www.skmm.gov.my

5. インターネットサイトと使用の保護を推進し、審査と監視を行う団体はあるのか？

MCMC 下にあるマレーシア通信・マルチメディアコンテンツフォーラム (Communications and Multimedia Content Forum of Malaysia: CMCF) とマレーシア通信・マルチメディアフォーラム (Communications and Multimedia Forum of Malaysia: CFM) の2つが業界の自己規制フォーラム団体の名前として挙げられる。

マレーシアの通信・マルチメディアコンテンツフォーラム(Communications and Multimedia Content Forum of Malaysia: CMCF)

CMCF は通信・マルチメディア産業の「需要と供給」の双方を含むあらゆる関係者の代表として、電子ネットワーク媒体を通じて配信されるコンテンツを管理し、コンテンツに関連した課題に取り組むため、2001年2月に創設された。

- **CMCF の主な目的は以下の通り**

- (a) マレーシアを通信・マルチメディア情報及びコンテンツサービスのメジャーなグローバルセンターまたはハブとして確立する。
- (b) 国家の通信・マルチメディア政策目的を推進する。
- (c) 産業界の関係セクター及び社会の代表からなるバランスの取れた組織により、コンテンツ規約が社会全般の見解を反映し、策定されるものとする。
- (d) ネットワークメディアを通じ配信される下品なまたは攻撃的なコンテンツの分類をし、処理をするためのモデル手続きを含むガイドライン策定のためのコンテンツ規約を起案、作成、採択する。また、必要に応じて随時、コンテンツ規約に修正・追加・変更を加え、見直し及び更新を行う。
- (e) コンテンツに関する苦情に対応する手段と方法を提供する。
- (f) コンテンツ規約違反に対する制裁を行う。

- **CMCF の問い合わせ先は下記の通り**

Communications and Multimedia Content Forum of Malaysia
Unit 1206, Block B, Pusat Dagangan Phileo Damansara 1
9 Jalan 16/11, Off Jalan Damansara, 46350 Petaling Jaya, Selangor
電話番号 : +603 7954 8105/+603 7958 3690
ファクシミリ : +603 7954 1260/+603 7660 8532
ウェブサイト : <http://www.cmcf.my/home.php>

- CMCF は、マレーシア通信・マルチメディアコンテンツ規約(Malaysian Communications and Multimedia Content Code)に従い、自己規制によりコンテンツを管理している。当該コンテンツ規約は、2004年9月1日にMCMCに正式に登録された。
当該コンテンツ規約については、下記ウェブリンクを参照されたい。
[http://www.cmcf.my/download/CONTENT_CODE_\(V6-Final\).pdf](http://www.cmcf.my/download/CONTENT_CODE_(V6-Final).pdf)

- CMCF は、消費者や業界メンバーからの電子ネットワークメディアを通じたコンテンツに関する苦情を受け付ける苦情局を運営している。
- CMCF のメンバーシップは、広告主(例: Procter & Gamble (M) Sdn Bhd)、放送局(例:Sistem Televisyen (M) Bhd: TV3、Measat Broadcast Network Systems Sdn Bhd : ASTRO)、コンテンツクリエイター(例: Persatuan Industri Komputer Dan Multimedia Malaysia: PIKOM)、インターネットアクセスサービスプロバイダー(例: Malaysian Mobile Services Sdn Bhd: MAXIS)など、各種カテゴリーに分けられている。
- CMCF の全メンバーリストは、下記ウェブサイトから入手できる。
<http://www.cmcf.my/cmcf-members>

マレーシア通信・マルチメディアフォーラム (Communications and Multimedia Forum of Malaysia: CFM)

CFM は、消費者の権利を保護するためにあらゆる関係機関の代表によって、2001 年 2 月に創設された。

CFM の任務の一つは、通信・マルチメディアサービスプロバイダーがそのサービス提供に当たり基礎となるガイドラインとしての消費者規約を作成することである。一般消費者規約 (The General Consumer Code: GCC) は、通信・マルチメディア産業の規約としてインターネットアクセス規約と共に 2002 年に MCMC に認められた。

- GCC については下記ウェブリンクを参照されたい。
<http://cfm.org.my/files/GeneralConsumerCode.pdf>
- インターネットアクセス規約 the Internet Access Code については下記ウェブリンクを参照されたい。
http://cfm.org.my/files/IASPSubCode_latest.pdf
- CFM の主な役割は以下の通りである。
 - (a) 規約の起草 - 規約の起案、作成、準備、修正、変更、レビュー及び更新を行う。
 - (b) 法的役割 - 法的要件及び見解を諮問委員会¹にアドバイスする。
 - (c) メンバーシップ - CFM のメンバーシップを登録し更新する。
 - (d) 教育と促進 - CFM の目的を促進し、活動状況を発表し、消費者の権利に関する公共情報を広める手段を提供する。
 - (e) 苦情への対応 - 消費者が苦情を申し立てる手段を提供する。苦情・不平に対応し、解決策の提案を行う。
 - (f) 遵守と監視 - サービスプロバイダーの一般消費者規約 (General Consumer Code: GCC) に対する理解を深め、サービスプロバイダーの手続き、商習慣及び方針に GCC が生かされるよう促進し、GCC の高いレベルの遵守を確保し、通信・マルチメディア産業の自己規制の基盤を作る。
- CFM の問い合わせ先は下記の通り。

Communications & Multimedia Consumer Forum of Malaysia
6-02, 6th Floor, Straits Trading Building, No. 2, Lebuhr Pasar Besar
50050 Kuala Lumpur
電話番号 : +603 2692 3800
ファクシミリ : +603 2693 2288
ウェブサイト : <http://www.cfm.org.my/>

¹ 諮問委員会のメンバーリストは、次のウェブサイトを参照されたい。<http://www.cfm.org.my/board-of-councilors>

- CFM の主要メンバーとして、ASTRO、DiGi Telecommunications Sdn Bhd (DIGI)、TV3, Telekom Malaysia Berhad などが挙げられる。
- CFM の全メンバーリストは、下記ウェブサイトから入手できる。
<http://www.cfm.org.my/cfm-members>
- CFM の詳細情報は、ウェブサイトを参照されたい。
<http://www.cfm.org.my>

マレーシアにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用

2012年3月発行

著作・発行 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部

〒107-6006 東京都港赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

Copyright © 2012 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載